

木造住宅耐震改修助成金交付要綱（除却）

ー必要書類チェックリストー

1. 助成対象承認申請時

提出書類		取得先
①	助成対象承認申請書（別記第1号様式）	
②	当該建築物の <b>全部事項証明書（土地・建物）</b> ※法務局で3か月以内に取得したもの ※コピー、WEB閲覧の登記情報提供サービスで取得したものは受付不可	法務局
③	当該建築物の申請者の <b>住民票の写し</b> （申請者本人分に限る。なお、本籍及び個人番号の記載は不要。）	区役所
④	<b>建物所有者の同意書</b> （区分所有者又は共有者がいる場合）	ひな型あり
⑤	<b>土地所有者の承諾書</b> （借地の場合、共有者がいる場合）	ひな型あり
⑥	<b>土地の賃貸借契約書等の書類</b> （借地の場合） ※除却後の土地の借地権等を確認できるもの	
⑦	<b>耐震診断結果報告書</b> （区耐震診断コンサルタント派遣の制度による）	
⑧	<b>案内図</b> （付近見取り図） ※地図等で所在地が分かるもの	
⑨	<b>配置図</b> （前面道路の現況幅員が記載）	
⑩	<b>除却工事の見積書</b> ※社印の押印があるもの、有効期限内のもの、宛名が申請者名であるもの ※解体工事の内訳は詳細なものでお願いします。 ○○一式等の記載の場合、助成対象外となることがあります。	
⑪	<b>委任状</b> （手続きを代理人が行う場合）	
⑫	その他、区長が必要と認める書類	

2. 工事着手時

1	工事着手届（別記第4号様式）	工事着手後速やかに	<input type="checkbox"/>
2	除却工事契約書の写し	（※着手後1週間以内）	<input type="checkbox"/>

※2 契約書は助成対象承認申請時の提出書類「除却工事見積書」と金額等について確認します。  
承認時の見積書の金額と契約書の金額が異なる場合は、事前に相談して下さい。

### 3. 中間検査時

1	中間検査申請書（別記第8号様式） 工程：整地（更地）終了時	整地後速やかに立会検査	<input type="checkbox"/>
※整地前に、事前に検査日の日程調整及び申請書の提出をお願いします。			

### 4. 工事完了時①

1	工事完了届（別記第9号様式）	除却工事の完了後14日以内	<input type="checkbox"/>
2	助成金交付申請書（別記第10号様式）		<input type="checkbox"/>
3	除却工事に要した経費の領収書 その他助成対象経費の支払額が 確認できる書類の写し	助成対象承認時から変更がある場合は事前に支払額の内訳が分かる書類の提出をお願いします。※変更申請が必要となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	写真（工事前、工事中、工事完了後）	同じ位置からの前・中・後の写真を提出して下さい （敷地全体/2箇所以上）	<input type="checkbox"/>
※届出及び申請書の日付は、中間検査の合格後（手続き完了後）とし、提出して下さい。			

### 5. 工事完了時②

1	助成金交付請求書（別記第13号様式）	交付決定後	<input type="checkbox"/>
※助成金交付決定後の日付とし、提出して下さい。			